

国不建第137号
令和6年12月13日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

「建設業許可事務ガイドラインについて」及び「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」の一部改正について

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第1条第3号に掲げる規定が施行されること等を踏まえ、別紙のとおり「建設業許可事務ガイドラインについて」及び「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」の所要の改正を行いました。

別紙の内容については、各地方整備局建政部長等に通知するとともに、各都道府県建設業担当部局長に参考送付したところです。

貴団体におかれては、本通知の内容について、貴団体傘下の建設企業に対し周知、指導方お願い致します。

別紙は下線をそれぞれクリックしてご覧ください



「建設業許可事務ガイドラインについて」及び「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」の改正
(概要)

令和6年12月
国土交通省
不動産・建設経済局

1. 背景

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業の許可を行うに際しては、建設業の許可を受けようとする建設業者の申請又は届出に係る常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者（以下「常勤役員等」という。）並びに営業所ごとに専任で置かれる技術者（以下「営業所専任技術者」という。）が、建設業法に規定する要件に適合しているか否か等の確認を要する。

要件の一つである常勤役員等や営業所専任技術者の「常勤性」の確認については、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第4条第2項において、国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める書類の提出を求めており、これまで建設業許可事務ガイドライン（平成13年国総建第97号）において、「例えば健康保険被保険者証カードの写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者等に求めることにより行うものとする」と規定されてきたところである。

今般、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（令和6年厚生労働省令第119号）により令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証の発行が行われなくなることとされたことに伴い、同日以降マイナンバーカードを健康保険被保険者証としても扱うことを基本とする取扱に移行する。

加えて、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第1条第3号に掲げる規定が施行されること等を踏まえ、「建設業許可事務ガイドラインについて」及び「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」の所要の改正を行う。

2. 建設業許可事務ガイドラインに係る改正の概要（案1）

（1）健康保険被保険者証に代わる常勤性の確認書類について

令和6年12月2日以降、新たな健康保険被保険者証の発行が行われなくなることを踏まえ、常勤役員等や営業所専任技術者の常勤性の確認書類を以下のとおり修正すること。

・常勤役員等

健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しや住民税特別徴収税額通知書の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示

・営業所専任技術者

健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額通知書の写し、所属企業の雇用証明書の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示

なお、新規発行禁止後も有効期限前の健康保険被保険者証は確認書類として用いることを可能とする。

(2) 営業所技術者等の記載について

改正法による改正後の建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号の施行に伴い、所要の改正を行うこと。

(3) 別紙2・3（許可通知書）の改正について

書式について所要の改正を行うこと。

※令和7年2月の改正予定

特定建設業の許可が必要となる下請金額の下限額の引き上げについて、政令改正の施行に合わせて本ガイドラインへの反映を予定している。

3. 標準処理期間通知に係る改正の概要（案2）

(1) 営業所専任技術者の記載について

改正法による改正後の建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号の施行に伴い、所要の改正を行うこと。

(2) 従前の告示改正の反映漏れについて

- ・「建設業法施行規則第7条の3第1号、第2号又は第3号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する」告示（令和5年5月12日国土交通省告示第520号）の反映漏れを正すこと。
- ・「建設業法第15条第2号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件の一部を改正する」告示（令和5年5月12日国土交通省告示第524号）の反映漏れを正すこと。

4. 公布・施行

令和6年12月13日

文書番号
令和 年 月 日

殿

局長 印

一般
特定 建設業の許可について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった一般
特定 建設業については、建設業

法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、知事に係る許可については、建設業法第9条第1項
建設業法第17条において
準用する第9条第1項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、
念のため申し添える。

記

許 可 番 号 国土交通大臣許可（ ー ）第 号
許可の有効期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
建設業の種類

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和 年 月 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

局長 印

特定建設業の許可について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号 国土交通大臣許可（特一 ）第 号
許可の有効期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
建設業の種類

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和 年 月 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)